

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書(案)

1985年に日本は女性差別撤廃条約を批准した。国連は、1999年に同条約の「選択議定書」を採択、翌2000年に発効した。個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会の調査制度を定めた「選択議定書」は、この条約の実効性を飛躍的に高めるもので、現在すでに世界で99カ国が批准している。

日本政府においても、男女共同参画社会基本法の理念の実現を、21世紀の最重要課題と位置づけており、選択議定書についても、男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記されている。さらに、全閣僚が委員である男女共同参画会議においても、4点の重要課題のひとつとして選択議定書の批准へ積極的姿勢を示しているが、現在まで批准されていないのが現状である。

そこで、本条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が強く求められているところである。よって、日本政府が今まで批准を行わない理由とした「司法権の独立を侵すおそれ」といった点を払拭しつつ、国会及び政府においては、速やかに選択議定書を批准するよう、要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月18日  
奈良県広陵町議会

<提出先>  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
総務大臣  
内閣府特命大臣・男女共同参画担当